

くらしの情 報 誌

政府が平成29年版交通安全白書を公表

高齢者の交通事故割合が増加傾向に

老若男女を問わず、安全確認の徹底を！！

平成28年の交通事故死者数は3904人で、昭和24年以来67年ぶりに4000人を下回りました。一方で高齢者人口が増加しているため、死者全体のうち高齢者の占める割合は上昇傾向にあり、平成28年では過去最高の54.8%となりました。

状態別（自動車乗車中、二輪車乗車中、自転車乗用中、

歩行中）の死者について、高齢者の死者数は、歩行中が1003人、自転車乗用中が342人と、他の状態（自動車乗車中643人、二輪車乗車中142人）と比較して高い水準にあり、高齢歩行者などが死亡する事故が多くなっているという結果になりました。

また、高齢者の歩行中死者、自転車乗用中死者のうち、死者数に占める法令違反ありの死者数の割合はそれぞれ約60%、約80%で推移しており、

高齢者自身の法令違反が交通事故死亡事故の一因となっているものと考えられるということです。

高齢歩行者などが死亡する交通事故の特徴とその要因については、高齢歩行者などが死亡する交通事故を類型別にみると、歩行者は道路を横断中に車両と衝突する横断中死亡事故、自転車利用者は交差点において出会い頭に車両（自動車）と衝突する事故が、それぞれ多くなっています。歩行者の横断中の事故については、交差点、単路のいずれにおいても高齢者が高齢者以外より多く、また、夜間、左からの進行車両と衝突する事故が多く発生しており、特に高齢者の件数が多くなっているようです。

少子高齢化により、今後も高齢者の交通事故の割合は高まっていくことが予想されます。年齢を問わず、自身が事故にあわないように気を配ることはもちろんのこと、自分が事故の加害者にならないようにするためにも、交通事故は他人事と思わないように意識することが大切です。

高齢運転者による交通死亡事故の特徴（交通安全白書より）

- 1、視力等が弱まることで周囲の状況に関する情報を得にくくなり、判断に適切さを欠くようになること
- 2、反射神経が鈍くなること等によって、とっさの対応が遅れること
- 3、体力の全体的な衰え等から、運転操作が不的確になったり、長時間にわたる運転継続が難しくなったりすること
- 4、運転が自分本位になり、交通環境を客観的に把握することが難しくなること